

## 日本電気計器検定所が行う計量法の規定に基づく業務について

日電検が行う業務	該当する計量法の条文、 事務実施者(電気計器以外も含む)	条文抜粋
特定標準器による校正等	計量法第135条第1項 (事務実施者) ・経済産業大臣 ・日本電気計器検定所 ・指定校正機関	第135条 特定標準器若しくは前条第2項の規定による指定に係る計量器(以下「特定標準器等」という。)又は特定標準物質を用いて行う計量器の校正又は標準物質の値付け(以下「特定標準器による校正等」という。)は、経済産業大臣、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者(以下「指定校正機関」という。)が行う。
基準器検査	計量法第102条第1項 (事務実施者) ・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・日本電気計器検定所	第102条 検定、定期検査その他計量器の検査であって経済産業省令で定めるものに用いる計量器の検査(以下「基準器検査」という。)は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う。
届出製造事業者に係る型式承認	計量法第76条第1項 (事務実施者) ・経済産業大臣 ・日本電気計器検定所	第76条 届出製造事業者は、その製造する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。
輸入事業者に係る型式承認	計量法第81条第1項 (事務実施者) ・経済産業大臣 ・日本電気計器検定所	第81条 特定計量器の輸入の事業を行う者(以下「輸入事業者」という。)は、その輸入する特定計量器の型式について、第76条第1項の政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。
外国製造事業者に係る型式承認	計量法第89条第1項 (事務実施者) ・経済産業大臣 ・日本電気計器検定所	第89条 外国において本邦に輸出される特定計量器の製造の事業を行う者(以下「外国製造事業者」という。)は、その特定計量器の型式について、第76条第1項の政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。
届出製造事業者に係る指定申請の検査(指定製造事業者とするための品質管理に関する検査)	計量法第91条第2項 (事務実施者) ・都道府県知事 ・日本電気計器検定所 ・指定検定機関	第91条 (略) 2 前項の規定により申請をした届出製造事業者は、当該工場又は事業場における品質管理の方法について、政令で定める区分に従い、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第93条第2項の書面を添えたときは、この限りでない。
電気計器に関する検定	計量法第16条第1項第2号イ (事務実施者) ・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・日本電気計器検定所 ・指定検定機関	第十六条 (略) 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器 イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者(以下「指定検定機関」という。)が行う検定を受け、これに合格したものと第72条第1項の検定証印が付されている特定計量器
変成器付電気計器の検査	計量法第16条第2項 (事務実施者) ・経済産業大臣 ・日本電気計器検定所 ・指定検定機関	第16条 (略) 2 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関が電気計器(電気の取引又は証明における法定計量単位による計量に使用される特定計量器であって、政令で定めるものをいう。以下同じ。)及びこれとともに使用する変成器について行う検査(以下「変成器付電気計器検査」という。)を受け、これに合格したものと第74条第2項又は第3項の合番号(以下この項において単に「合番号」という。)が付されている電気計器をその合番号と同一の合番号が付されている変成器とともに使用する場合を除くほか、電気計器を変成器とともに取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。